

船舶事故調査報告書

平成24年5月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年1月19日 09時20分ごろ
発生場所	青森県野辺地町野辺地港西方沖 野辺地港西防波堤灯台から真方位270.5° 100m付近 （概位 北緯40° 52.6′ 東経141° 06.6′）
事故調査の経過	平成23年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 東海丸、4.36トン AM3-19803（漁船登録番号）、個人所有 10.40m (Lr) × 2.58m × 0.73m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和57年6月11日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士、特定 免許登録日 昭和49年9月12日 免許証交付日 平成20年10月15日 （平成26年2月16日まで有効） 甲板員A 男性 38歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年7月14日 免許証交付日 平成22年10月15日 （平成28年7月13日まで有効） 甲板員B 女性 69歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、野辺地港西方沖でなまこけた網漁を始め、海中にけた網を投入したのち、引き綱を巻き上げるによりけた網を引いてなまこを漁獲し、けた網を船内に取り入れる作業を繰り返していた。 甲板員Bは、操舵室前面の機関室囲壁の左舷側に設置されたワーピングドラム（以下「ドラム」という。）の船首方に立ち、けた網を引くための引き綱を巻き上げる操作を行っていたが、巻き上げていたドラム上の綱（以下「本件ロープ」という。）がドラムに巻かれていた綱との間に挟まり、かみ込んだ状態になった。 甲板員Bは、本件ロープが張っていなかったため、ドラムを回転させた状態で左手でかみ込んだ本件ロープを持ち上げようとしたところ、波によ

	<p>り本件ロープが緊張し、平成23年1月19日09時20分ごろ左手に着けていた手袋が本件ロープに挟まれ、左腕が本件ロープとともにドラムに巻き込まれた。</p> <p>甲板員Aは、船尾で引き綱が揚がる状況を見ており、甲板員Bの大声を聞いてドラムを止め、本件ロープを緩めて甲板員Bの左腕をドラムから外した。</p> <p>甲板員Aは、近くにいた地元漁業協同組合の監視船に無線で救助を依頼し、甲板員Bは、同船で野辺地町野辺地漁港に向かい、地元漁業協同組合が手配した救急車で病院に搬送され、左上腕左前腕骨折と診断された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4（最大瞬間風速 19.6m/s）、 気温 -0.9℃</p> <p>海象：波高 約0.5～1m、潮汐 低潮期</p>								
その他の事項	<p>引き綱の直径は約16mm、長さは約80mであった。</p> <p>本船は、けた網を船内に取り入れる作業を行う前の状態であった。</p> <p>甲板員Bはドラムに引き綱を2回ぐらい巻いたところ、本件ロープがかみ込んだ。</p> <p>船長は、操船中であり、操舵室下方が死角になり甲板員Bが見えなかった。</p> <p>甲板員Bの服装は、頭に布をかぶり、上がウインドブレーカー、下は合羽、腕には肩まである腕はめを着け、素手に裏地の着いたゴム手袋を、また、救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p> <p>甲板員Bは、本事故当時、寒かったので、甲板員Bの手には少し大きかったが、ふだん甲板員Aが使用するゴム手袋を使用していた。</p> <p>甲板員Bは、なまこけた網漁の経験が十分あった。</p> <p>甲板員Bの健康状態は、良好であった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は野辺地港西方沖で引き綱を巻き上げ中、ドラム上で本件ロープがドラムに巻かれていた綱に挟まってかみ込まれ、引き綱を巻き上げる操作をしていた甲板員Bが、ドラムを回転させた状態で左手で本件ロープを持ち上げようとした際、波により本件ロープが緊張したことから、左手に着用していた手袋が本件ロープに挟まれ、左腕がドラムに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、けた網を船内に取り入れる作業を行うところであり、海中の引き綱が短くなっていたところ、本船が波に乗り、引き綱が船尾方に引かれて緊張したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は野辺地港西方沖で引き綱を巻き上げ中、ドラム上で本件ロープがドラムに巻かれていた綱に挟まってかみ込まれ、引き綱を巻き上げる操作をしていた甲板員Bが、ドラムを回転させた状態で左手で本件ロープを持ち上げようとした際、波により本件ロープが緊張したことから、左手に着用していた手袋が本件ロープに挟まれ、左腕がドラムに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、けた網を船内に取り入れる作業を行うところであり、海中の引き綱が短くなっていたところ、本船が波に乗り、引き綱が船尾方に引かれて緊張したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は野辺地港西方沖で引き綱を巻き上げ中、ドラム上で本件ロープがドラムに巻かれていた綱に挟まってかみ込まれ、引き綱を巻き上げる操作をしていた甲板員Bが、ドラムを回転させた状態で左手で本件ロープを持ち上げようとした際、波により本件ロープが緊張したことから、左手に着用していた手袋が本件ロープに挟まれ、左腕がドラムに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、けた網を船内に取り入れる作業を行うところであり、海中の引き綱が短くなっていたところ、本船が波に乗り、引き綱が船尾方に引かれて緊張したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が野辺地港西方沖で引き綱を巻き上げ中、ドラム上で本件ロープがドラムに巻かれていた綱に挟まってかみ込まれ、引き綱を巻き上げる操作をしていた甲板員Bが、ドラムを回転させた状態で左手で本件ロープを持ち上げようとした際、波により本件ロープが緊張したため、左手に着用していた手袋が本件ロープに挟まれ、左腕がドラムに巻き込まれ</p>								

	たことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ドラムに巻き上げている引き綱のかみ込みを修正する際は、ドラムを止めてから行うこと。